

鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市規則第30号

鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年鳥取市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第16条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、市長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第17条の2第1項において準用する給与条例第22条の7に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第24条第2項ただし書中「定められている者も」を「定められている者は、」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（短時間会計年度任用職員の勤勉手当）

第24条の2 短時間会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、市長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 条例第29条の2第1項の1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者は、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者とする。ただし、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者であっても日額又は時間額で報酬が定められている者は、これに含める。

3 前2項に規定するもののほか、条例第29条の2第1項において準用する給与条例第22条の7に規定する勤勉手当を支給される短時間会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

附則に次の2項を加える。

3 令和6年4月1日において採用する会計年度任用職員が、同日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鳥取市条例第41号）第4条に規定する職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第3条第2項、第4条及び第18条第4項に規定する経験年数とみなす。

4 前項の規定によることが著しく他の職員と均衡を失すると認める職員については、同項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、職種別基準表の上限号給に達するまでの経験年数を有するものとみなすことができる。

別表第1特定の国家資格、免許等の要件を必要とする職種の部中

「

保育士、指導主事その他これに類する職種	16	32	28	を
---------------------	----	----	----	---

」

「

保育士（高度な知識・技能・保育経験等を有する者）その他これに類する職種	41	57	53	に
保育士（一定の知識・技能・保育経験等を有する者）その他これに類する職種	25	41	37	

」

保育士（前2項以外の者）、指導主事その他これに類する職種	16	32	28
------------------------------	----	----	----

改め、同表技能的業務に従事する職種の部中

「 看守員、調理員その他これに類する職種	5	21	17
----------------------	---	----	----

「 調理員（一定の知識・技能・調理経験等を有する者）	15	23	21
看守員、調理員（前項以外の者）その他これに類する職種	5	21	17

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。